

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する 法律案の概要

法案概要

一般職の国家公務員に準じて給与改定を行うとともに、自衛官の初任給を改善するもの

主な改正内容

1. 自衛官俸給表等の改定【平成31年4月1日に遡って改定】

- 一般職における初任給・若年層の改定に準じて、自衛官俸給表等を改定(初任給・若年層)

自衛官:平均669円程度(平均0.21%)引上げ

- 防大・防医大の学生等に支給される手当を改定

学生・生徒手当:1,200円引上げ 自衛官候補生手当:2,000円引上げ

[※事務官等の俸給表は、一般職給与法の改正により自動的に改定]

2. ボーナス(期末・勤勉手当)の改定【令和元年12月期から改定】

- 一般職のボーナス改定に準じて、防大・防医大の学生等の期末手当の支給月数を引上げ

年間3.35月 → 3.40月(+0.05月分)

[※自衛官及び事務官等のボーナスは、一般職給与法の改正により自動的に改定
年間4.45月 → 年間4.50月(+0.05月分)]

3. 自衛官の初任給を引上げ【令和2年度7月以降を予定】

- ① 自衛官候補生 133,500円 → 142,100円 (+8,600円)
(3月後に2士となり②と同額に)(自衛官任用一時金 176,000円 → 221,000円の予定【政令】)
- ② 一般曹候補生(2士) 169,900円 → 179,200円 (+9,300円)
(大卒の場合 181,100円 → 198,100円 (+17,000円))

施行期日

法律の公布の日(一部の規定は令和2年度)